

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○財務規則の一部を改正する規則	一	(会 計 課)
○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二條第六項の指定地方公共機関の指定	一	(復興・危機管理総務課)
○県営土地改良事業の工事の完了	一	(農村振興課)
○県営土地改良事業の換地処分	二	(農村整備課)
○保安林の指定の解除の予定	二	(森林整備課)
○道路の区域変更(四件)	二	(道 路 課)
○道路の供用開始(五件)	三	(同)
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	四	(森林整備課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告	八	(契 約 課)
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数	八	
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数	九	
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正	九	
監査委員		
○定期監査の結果の公表(三件)	一〇	

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十八号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「令和二年四月十六日から同年五月八日まで」を「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)がされた日から同条第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(以下「緊急事態解除宣言」という。)がされる日まで」に、「同条第三項」を「令和三年度に限り、第三十一条第三項」に、「同月二十九日」を「緊急事態解除宣言がされた日の二十日後」に改める。

附則第十五項中「令和二年四月十六日から同年五月八日まで」を「緊急事態宣言がされた日から緊急事態解除宣言がされる日まで」に改め、「ついで」の下に「令和三年度に限り、」を加え、「同月二十九日」を「緊急事態解除宣言がされた日の二十日後」に改める。

附則第十六項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を「緊急事態宣言」に改め、「債権者が」の下に「緊急事態宣言がされた日から緊急事態解除宣言がされた日までの間に」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第十四項から第十六項までの規定は、令和三年八月二十七日から適用する。

告 示

○宮城県告示第六百八十四号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号の指定地方公共機関を次のとおり指定した。

令和三年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一般社団法人宮城県薬剤師会

○宮城県告示第六百八十五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十九

五号) 第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和三年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
広長	区画整理事業(農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型))	令和二年三月十二日
敷玉西部	区画整理事業(農山漁村地域整備交付金(農地整備事業))	令和元年五月二十日

○宮城県告示第六百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

山元北部地区

二 処分の年月日

令和三年八月二十五日

○宮城県告示第六百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字原三六の三、三七の四、三七の五、三七の六、三七の二二、三七の二四、三七の二五、三七の二六、三七の二八(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び石巻市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年九月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間		変更前後の敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
前	後	前	後	前	後	
A	A	五・三	一八・三	六八五・七		上記A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
前B	C	五・二	二五・九	八七五・三		
C	A	九・二	一三〇・九	一、一三八・八		
B	後C	五・二	二五・九	八七五・三		
A	D	五・三	一八・三	六八五・七		
後C	E	九・二	一三〇・九	一、一三八・八		
D		六・〇	一〇・五	一七五・六		
E		六・〇	一〇・〇	四八・一		

○宮城県告示第六百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年九月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

一 道路の種類 県道
二 路線名 石巻雄勝線
三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間										変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考				
石巻市湊字不動沢二番一五地先から 同市大瓜字井内二五番三地先まで										敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考					
A			B			C			D			E			敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
九・一〇 三三・〇			―			六・〇 二一・八			九・一 一二・八			六・〇 二一・八			四・五 一一・〇	八四四・〇	上記A、B、 C、D及びE は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。
九・一〇 三三・〇			―			六・〇 二一・八			九・一 一二・八			六・〇 二一・八			四・五 一一・〇	八四四・〇	―
九・一〇 三三・〇			―			六・〇 二一・八			九・一 一二・八			六・〇 二一・八			四・五 一一・〇	八四四・〇	―

○宮城県告示第六百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年九月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木
事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 川前白石線
三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
白石市大鷹沢三沢字稲荷堂八五番一地先か ら 同市大鷹沢三沢字稲荷堂七七番一地先まで		前 後	一〇・七 一四・四	六八・九 六八・九
―		―	一〇・七 一八・二	六八・九

○宮城県告示第六百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年九月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木
事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 川前白石線
三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町耕野字登花東二六番一地先か ら 同郡同町耕野字登花東二六番一地先まで		前 後	五・七 七・四	二〇・五 二〇・五
―		―	七・四 一四・六	二〇・五

○宮城県告示第六百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年九月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事
務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三三）へ令和三年九月二十九日（水）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県水産林政部森林整備課森林育成班（担当 菅原 真明 電話〇二二一二二二二九二二）

3 一般競争入札参加資格審査
 入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札参加資格確認申請期限
 令和三年十月七日（木）午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 令和三年十月二十一日（木）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年十月二十二日（金）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第一百一十一号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary
 1 Nature of Service(s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2021 (Tree Felling and Extermination within Tohu Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)

2 Contract Period : From contract settlement to March 15, 2022

3 Bid Submission Deadline : October 21, 2021, 5 : 00 pm.

4 Place and Time of Bid Selection : October 22, 2021, 10 : 00 am. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor

5 Contact Information : Masaki Sugawara, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Fisheries Forestry Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

Tel: 022-211-2921

6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

(一) 調達案件 令和三年度森林病害虫等防除「伐倒駆除（仙台管内）」業務委託（単価契約）
 (二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から令和四年三月十五日まで

4 履行場所 宮城県塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町及び大衡村に存する県所管森林

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一―一三三三五）へ令和三年九月二十九日（水）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 一般競争入札参加資格審査
宮城県水産林政部森林整備課森林育成班（担当 菅原 真明 電話〇二二一二一―一二九二二）

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

<p>4 入札参加資格確認申請期限 令和三年十月七日(木)午後五時まで</p> <p>5 入札書の提出期限及び場所 (一) 日時 令和三年十月二十一日(木)午後五時まで (二) 場所 2に同じ。 (三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時まで配達証明付書留郵便にて到達するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>6 開札の日時及び場所 (一) 日時 令和三年十月二十二日(金)午後一時 (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部森林整備課</p> <p>五 入札に参加することができない者 1 二に定める資格を有しない者 六 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第一百一号)第二条の規定による。 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無 7 契約書作成の要否 要 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。 9 詳細は入札説明書による。</p> <p>七 概要</p>	<p>Summary</p> <p>1 Nature of Service(s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2021 (Tree Felling and Extermination within Sendai Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)</p> <p>2 Contract Period : From contract settlement to March 15, 2022</p> <p>3 Bid Submission Deadline : October 21, 2021, 5 : 00 p.m.</p> <p>4 Place and Time of Bid Selection : October 22, 2021, 1 : 00 p.m. Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor</p> <p>5 Contact Information : Masaki Sugawara, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Fisheries Forestry Department Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-2921</p> <p>6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only</p> <p>○令和三年八月三日付で公告した次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。 令和三年九月十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 入札を中止する事項 1 調達案件及び数量 除雪トラック(5.5t級) 一台 2 納入期限 令和四年三月二十五日(金) 3 納入場所 宮城県仙台土木事務所(宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目一番地二号) 二 入札を中止する理由 入札に参加しようとするものがないことが明らかと認められるため。 三 その他 この入札中止の公告内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。 〒九八〇-一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県出納局契約課物品班(担当 須藤 凜太郎 電話〇二二-二二一-三三三三)</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>○宮選管告示第百二十四号</p>
---	---

令和三年九月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年九月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、五六二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三四一、〇一三

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、四二四	岩沼選挙区	一一、一八三
宮城野選挙区	五三、四一五	登米選挙区	二一、九八四
若林選挙区	三八、六九六	栗原選挙区	一八、九六四
太白選挙区	六五、二八二	東松島選挙区	一一、一三三
泉選挙区	五九、八三七	大崎選挙区	三六、〇八八
石巻・牡鹿選挙区	四一、八六九	富谷・黒川選挙区	二五、四六七
塩釜選挙区	一五、二九四	柴田選挙区	二二、八一〇
気仙沼・本吉選挙区	二一、三四八	亘理選挙区	一三、〇四八
白石・刈田選挙区	一三、二二八	宮城選挙区	一三、八五七
名取選挙区	二一、六二二	加美選挙区	八、三〇八
角田・伊具選挙区	一一、七六五	遠田選挙区	一一、四一一
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六七四		

○宮選管告示第百二十五号

令和三年九月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年九月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四一、〇一三

○宮選管告示第百二十六号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和三年九月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

石巻市田代島開発総合センターの項中「石巻市大字田代浜字斗田一四三番地」を「石巻市田代浜字仁斗田一四三番地」に、石巻市総合福祉会館みなと荘の項中「同 市八幡一丁目六番二二号」を「同 市八幡町一丁目六番二二号」に改め、塩竈市港町集会所の項を削り、塩竈市南錦町コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

塩竈市吉津集会所

同 市字伊保石二二番地二

古町五区自治会館の項中「同 市古町二丁目一九番地一二」を「同 市古町二丁目一九番地二二」に、台公会堂の項中「同 市台二四〇番地一」を「同 市台二四四番地二」に、岩月集会所の項中「岩月集会所」を「岩月上沢集会所」に、本吉登米沢多目的集会所の項中「本吉登米沢多目的集会所」を「本吉登米沢多目的集会場」に、本吉大谷西コミュニティセンターの項中「同 市本吉町長根一八六番地二八」を「同 市本吉町長根一八六番地九〇」に改め、大崎市古川東部コミュニティセンターの項を削り、大崎市三本木ふるさと研修センターの項中「同 市三本木蟻ヶ袋字山畑九番地二七」を「同 市三本木蟻ヶ袋字山畑一四」に、大崎市田尻小塩集落センターの項中「大崎市田尻小塩集落センター」を「大崎市田尻北小塩集落センター」に、三本木新沼地区コミュニティセンターの項中「三本木新沼地区コミュニティセンター」を「大崎市三本木新沼地区コミュニティセンター」に改め、大崎市図書館の項の次に次のように加える。

大崎市鹿島台中志田集会所

同 市鹿島台大迫字下志田四番地

第十区集会所の項を削り、北船岡集会所の項中「同 郡同 町北船岡二丁目一〇番四号」を「同

郡同 町北船岡二丁目二番地二〇二に改め、町宮神明住宅集会所の項を削り、巨理町佐藤記念体育館の項中「巨理郡巨理町字旧館六二番地の二」を「巨理郡巨理町字旧館六二番地一」に、鹿谷町農村環境改善センターの項中「泉田郡浦谷町大田字北太田一九〇番地」を「泉田郡浦谷町大田字北太田一九〇番地一」に、上二区集会所の項中「同 郡同 町鶴神浜字荒立三六番地の一九」を「同 郡同 町鶴神浜字荒立三六番地一九」に改める。

監査委員

○宮城県監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る令和3年度定期監査の結果については、次のとおりです。

令和3年9月10日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	大	田	稔	郎
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田	計	

1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等
別紙のとおり。

2 監査結果

令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

(1) 公営事業課及び水道経営課

イ 水道用水供給事業

営業収益（水道料金）において、測定誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙南・仙塩広域水道事業の水道料金において、適用すべき単価を誤って算定したものの。

ロ 工業用水道事業

営業収益（水道料金）において、測定誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩工業用水道事業の水道料金において、契約水量の変更契約を締結したにも関わらず、変更前の契約水量により算定したものの。

ハ 流域下水道事業

営業費用（委託料）において、支出額の誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業の指定管理委託において、指定管理料減額の変更協定を締結したにも関わらず、減額前の請求書により支出したものの。

(2) 中南部下水道事務所

営業収益（管理運営負担金）において、徴収誤りによる還付金の発生が認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩流域下水道事業の管理運営負担金において、誤った流入汚水量を基に負担金を算定し、過大に負担金を徴収したため、還付金が発生したものの。

別紙

○宮城県水道用水供給事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課 令和3年7月19日
大崎広域水道事務所 令和3年7月8日

仙南・仙塩広域水道事務所 令和3年7月13日

2 事業概要

本事業は、市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	大崎市、 加美町、 大和町、 大衡村 栗原市、 富谷市、 涌谷町、 美里町、 大郷町、 松島町、 (10市町村)	昭和55年度

仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	塩竈市, 白石市, 仙台市, 角田市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 大和町, 蔵王町, 大和町, 利府町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町 (17市町)	平成2年度
-------------	-------	-----------------------	-----------------------	---	-------

3 事業実績
令和2年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	22,900 ^{千円}	3,286,002 ^{千円}	2,806,813 ^{千円}	417,539 ^{千円}	1,029,923 ^{千円}
仙南・仙塩広域水道事業	67,545	10,348,001	8,872,728	1,245,253	4,578,156
合計	90,445	13,634,003	11,679,540	1,662,791	5,608,079

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
企業局公営事業課及び水道経営課 令和3年7月19日
大崎広域水道事務所 令和3年7月8日
仙南・仙塩広域水道事務所 令和3年7月13日
- 2 事業概要
本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業開始年度
				(給水年度)
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大 10万㎡	仙台市, 塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大 10万㎡	仙台市, 名取市, 多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町 (5市町)	昭和51年度

仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大 5万 8,500㎡	大崎市, 大和町, 大衡村, 加美町 (4市町村)	昭和55年度
----------	------	----------------------	---------------------------	--------

3 事業実績
令和2年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
仙塩工業用水	10,200 ^{千円}	774,842 ^{千円}	697,533 ^{千円}	68,263 ^{千円}	261,073 ^{千円}
仙台圏工業用水	15,063	656,724	492,600	140,173	303,306
仙台北部工業用水	7,449	596,750	510,090	92,286	△ 185,365
合計	32,712	2,028,316	1,700,223	300,722	379,013

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
企業局公営事業課 令和3年7月19日
- 2 事業概要
本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び仙台港周辺地域における土地貸付等を行っている。
- 3 事業実績
令和2年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
地域整備事業	575,327 ^{千円}	291,237 ^{千円}	279,130 ^{千円}	279,130 ^{千円}

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県流域下水道事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
 - 企業局公営事業課及び水道経営課 令和3年7月19日
 - 中南部下水道事務所 令和3年7月7日
 - 東部下水道事務所 令和3年7月7日

2 事業概要

本事業は、市町村が管理する下水道から排除された下水を処理するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	処理能力	関連市町村	供用開始年度
仙塩流域下水道事業	1日最大 22万2,000m ³	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町 (5市町)	昭和53年度
阿武隈川下水道事業	1日最大 12万5,000m ³	仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町 (11市町)	昭和59年度
鳴瀬川流域下水道事業	1日最大 8,800m ³	大崎市、美里町 (2市町)	平成4年度
吉田川流域下水道事業	1日最大 4万1,825m ³	富谷市、大和町、大郷町、大衡村 (4市町村)	平成4年度
北上川下水道事業	1日最大 3万8,800m ³	石巻市、東松島市 (2市)	平成10年度
北上川下流東部流域下水道事業	1日最大 2万5,300m ³	石巻市、女川町 (2市町)	平成12年度
迫川流域下水道事業	1日最大 9,650m ³	登米市、栗原市 (2市)	平成12年度

3 事業実績

令和2年度における事業実績は、次のとおりである。

決算額	経営状況
-----	------

事業名	総流入量	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
仙塩流域下水道事業	40,852 ^{千円}	3,958,701 ^{千円}	3,992,247 ^{千円}	△ 45,202 ^{千円}	131,063 ^{千円}
阿武隈川下流流域下水道事業	32,717	4,809,031	4,785,731	19,887	336,890
鳴瀬川流域下水道事業	2,450	664,835	674,370	△ 9,009	87,040
吉田川流域下水道事業	11,249	1,506,284	1,521,793	△ 16,944	93,985
北上川下流流域下水道事業	7,928	1,703,609	1,508,103	186,519	448,739
北上川下流東部流域下水道事業	4,250	1,917,533	1,876,764	16,764	△ 148,449
迫川流域下水道事業	2,519	1,400,073	1,231,680	168,343	311,273
合計	101,965	15,960,066	15,590,687	320,358	1,260,541

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和3年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。
令和3年9月10日

1 監査実施機関及び監査実施日	監査実施日
監査実施機関	監査実施日
宮城県監査委員	本 木 忠 一
宮城県監査委員	大 田 稔 郎
宮城県監査委員	成 田 由 加 里
宮城県監査委員	吉 田 計

○総務部
地方機関
消防学校

4月22日

○環境生活部 地方機関 環境放射線監視センター ○経済観光商工部 地方機関 大崎高等技術専門学校	4月22日 6月1日	山元支援学校 古川支援学校 ○警察本部 地方機関 古川警察署 2 監査結果	6月14日 6月1日 6月8日
○農政部 地方機関 病害虫防除所	4月23日	令和2年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。 その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。 なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。	
○教育庁 地方機関 大河原教育事務所 塩釜高等学校 古川高等学校 宮城第一高等学校 仙台三桜高等学校 岩出山高等学校 岩ヶ崎高等学校 中新田高等学校 名取北高等学校 泉松陵高等学校 宮城広瀬高等学校 石巻西高等学校 仙台東高等学校 富谷高等学校 蔵王高等学校 迫桜高等学校 貞山高高等学校 南郷高等学校 美田園高等学校 拓桃支援学校	4月23日 6月11日 6月8日 5月27日 6月2日 6月14日 6月2日 5月27日 6月2日 6月30日 6月9日 5月18日 5月26日 5月25日 6月9日 5月25日 6月10日 6月11日 5月26日 5月20日 5月18日	(1) 岩ヶ崎高等学校 教育財産の使用許可に係る使用料及び雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。 (内容) 外部模擬試験会場の施設使用料及び光熱水費について、6か月以上の調定遅延が認められたもの。 ・件数 14件 ・金額 7,415円 (2) 泉松陵高等学校 工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。 (内容) 予算命達から起工まで約3か月を要し、法面復旧を早急に実施しなかったことは、危機管理において問題があり、内部統制上の不備があると認められる。 ・件数 2件 ・工事名 泉松陵高校法面復旧工事(その1) 泉松陵高校法面復旧工事(その2)	

宮 城 県 公 報

・予算令達日 令和2年6月16日
・起工日 令和2年9月14日

○宮城県監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和3年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和3年9月10日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	大	田	稔	郎
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田	計	

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

監査実施日

○総務部

本庁

秘書課

8月5日

人事課, 行政管理室

8月5日

行政経営推進課

8月5日

職員厚生課

8月5日

県政情報・文書課

8月5日

私学・公益法人課

8月5日

広報課

8月5日

財政課

8月5日

税務課, 地方税徴収対策室

8月5日

市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）

8月5日

管財課

8月5日

危機対策課

8月5日

消防課

8月5日

○震災復興・企画部

本庁

震災復興・企画総務課

8月2日

オンラインブック・パラリンピック大会推進課

8月2日

震災復興推進課

8月2日

震災復興政策課

8月2日

地域復興支援課

8月2日

総合交通対策課

8月2日

統計課

8月2日

情報政策課

8月2日

○環境生活部

本庁

環境生活総務課

7月29日

環境政策課, 再生可能エネルギー室

7月29日

環境対策課

7月29日

原子力安全対策課

7月29日

自然保護課

7月29日

食と暮らしの安全推進課

7月29日

循環型社会推進課, 竹の内産廃処分場対策室, 放射性物質汚染廃棄物対策室

7月29日

消費生活・文化課

7月29日

共同企画社会推進課

7月29日

○保健福祉部

本庁

保健福祉総務課, 震災援護室

8月3日

社会福祉課

8月3日

医療政策課, 医療人材対策室

8月3日

長寿社会政策課

8月3日

健康推進課, 疾病・感染症対策室

8月3日

子ども・家庭支援課, 子育て社会推進室

8月3日

障害福祉課, 精神保健推進室

8月3日

薬務課

8月3日

国保医療課

8月3日

○経済商工観光部

本庁

○監査委員事務局 7月21日
○労働委員会事務局 7月20日

2 監査結果

令和2年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 税務課、地方税徴収対策室

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、引き続き適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

令和2年度収入未済額	
現年度分	2,109,781,006円
過年度分	1,781,373,005円
合 計	3,891,154,011円
令和元年度収入未済額	
現年度分	1,333,372,737円
過年度分	1,939,786,737円
合 計	3,273,159,474円

(2) オリゾンビック・パライゾンビック大会推進課

補助金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

スポーツイベント再開等支援事業費補助金について、変更交付決定を行わないまま、指令額より高い補助金額を確定し、交付していたもの。

交付決定額	517,458円
額の確定額	543,087円

・補助金交付額 543,087円

(3) 原子力安全対策課

国庫補助金に係る測定において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

誤測定の原因の追跡により測定額及び収入未済額が誤った金額のまま決算となっているもの。

・件数 1件

・金額 46,691,630円

(4) 循環型社会推進課、竹の内産廃処分場対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分	133,422,845円
過年度分	704,603,166円
合 計	838,026,011円
令和元年度収入未済額	
現年度分	37,623,954円
過年度分	689,233,379円
合 計	726,857,333円

(5) 共同参画社会推進課

国庫補助事業の実績報告において、過少報告に伴う県費の持ち出しが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

被災者支援総合交付金（NPO等による心の復興支援事業）において、令和元年度に交付決定及び概算額で受け入れし、令和2年度に復興庁に実績報告を行い、交付金の額の確定を受け、返還したところ、実績報告に高速使用料（5,700円）の計上漏れがあり、過少に実績報告したことから県費の持ち出しが発生したものの。

(6) 社会福祉課

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じられたい。

<p>(内容)</p> <p>新聞料金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超過して支払ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 12,000円 <p>(7) 障害福祉課、精神保健推進室</p> <p>歳入歳出外現金において、払出しを行っていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じらいたい。</p> <p>(内容)</p> <p>援護寮照明器具更新工事に係る契約保証金について、完成検査後に受注者に返還していないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 579,040円 <p>(8) 新産業振興課</p> <p>延滞金（情報通信関連企業立地促進奨励金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らいたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度収入未済額 <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>11,945,606円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11,945,606円</td> </tr> </table> <p>(9) 観光課</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じらいたい。</p> <p>(内容)</p> <p>指定部分である駐車場の工事目的物としての引渡しを受けていない状態で供用を開始し、料金を徴収していたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・工事名 松島公園津波防災緑地整備工事 <p>(10) 水産業基盤整備課、漁港復興推進室</p> <p>特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らいたい。</p>	現年度分	0円	過年度分	11,945,606円	合 計	11,945,606円	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度収入未済額 <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>6,820,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>3,687,340円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>10,507,340円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度収入未済額 <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>3,831,840円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,831,840円</td> </tr> </table> <p>(11) 水産業基盤整備課、漁港復興推進室</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じらいたい。</p> <p>(内容)</p> <p>防潮堤工事において、工期途中から監督員不在となったまま、工事完成に至っていたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 2件 ・工事名 <ol style="list-style-type: none"> (1) 浦の浜漁港磯草地区防潮堤工事 (2) 小鯖漁港小鯖地区防潮堤工事 <p>(12) 道路課</p> <p>国庫支出金の受入れにおいて、当該年度の収入とすべきものを請求せず、歳入欠損となっているものが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じらいたい。</p> <p>(内容)</p> <p>国庫支出金の概算払請求を行わなかったため、一般財源の立替支出となったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 3件 ・金額 44,177,000円 <p>(13) 住宅課</p> <p>県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図らいたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度収入未済額 <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>15,534,350円</td> </tr> </table>	現年度分	6,820,000円	過年度分	3,687,340円	合 計	10,507,340円	現年度分	0円	過年度分	3,831,840円	合 計	3,831,840円	現年度分	15,534,350円
現年度分	0円																				
過年度分	11,945,606円																				
合 計	11,945,606円																				
現年度分	6,820,000円																				
過年度分	3,687,340円																				
合 計	10,507,340円																				
現年度分	0円																				
過年度分	3,831,840円																				
合 計	3,831,840円																				
現年度分	15,534,350円																				

報 告 書

<p>過年度分 22,124,027円 合 計 37,658,377円</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 18,316,075円 過年度分 22,071,119円 合 計 40,387,194円</p> <p>(14) 高校教育課、宮城丸</p> <p>高等学校等育英奨学金貸付金償還金において、収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和2年度収入未済額</p> <p>現年度分 78,538,308円 過年度分 277,990,224円 合 計 356,528,532円</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 88,029,273円 過年度分 253,272,894円 合 計 341,302,167円</p> <p>(15) スポーツ健康課</p> <p>補助金(学校臨時休業対策費補助金)の交付事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じりたい。</p> <p>(内容)</p> <p>補助事業者が学校給食費会計代表者であるにもかかわらず、全ての交付申請が学校長から提出されていたもの。また、実績報告書の一部についても学校長から提出されていたもの。</p> <p>・件数 23件 ・金額 910,967円</p> <p>(16) スポーツ健康課</p> <p>指定管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じりたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 宮城県ライフル射撃場の指定管理者である宮城県ライフル射撃協会について、労働者災害</p>	<p>補償保険法に基づく労災保険に加入していなかったもの。</p> <p>2 宮城県ライフル射撃場の指定管理者である宮城県ライフル射撃協会及び宮城県長沼ポータ場の指定管理者である宮城県ポータ協会について、指定管理者に対する指導・監督を怠り、また、指定管理料において、必要な経費の算定を誤り、過不足を生じさせ追加支払を行ったもの。</p> <p>・宮城県ライフル射撃協会 360,000円 ・宮城県ポータ協会 1,664,400円</p> <p>(17) 警察本部</p> <p>損害賠償金において、現年度分収入未済額が0円となり、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和2年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円 過年度分 27,815,934円 合 計 27,815,934円</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 3,080,000円 過年度分 25,293,734円 合 計 28,373,734円</p> <p>(18) 警察本部</p> <p>報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように内部統制制度の整備など、対策を講じりたい。</p> <p>(内容)</p> <p>非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。</p> <p>・件数 1件 ・支給額 139,000円</p>
--	--